

平成26年第5回臨時会

一宮町議会会議録

平成26年11月25日 開会

平成26年11月25日 閉会

一宮町議会

平成26年第5回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（11月25日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
日程の追加	12
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	14
署名議員	17

第 5 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

11 月 25 日 （ 火 ）

平成26年第5回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成26年11月25日招集の第5回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	小柳一郎		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第四	議案第2号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第五	議案第3号 平成26年度一宮町一般会計補正予算(第6次)議定について

- 日程第六 議案第4号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第七 議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第八 議案第6号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第九 議案第7号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程の追加
- 日程第十 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

開会 午後 3時26分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、ご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまから平成26年第5回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について、議会運営委員会から報告いたします。

平成26年第5回一宮町議会臨時会に提案されるものは、条例の一部改正2件、補正予算5件であります。

これらを勘案しますと、会期につきましては、本日1日にしたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

6番、小安博之君、7番、藤乗一由君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第3、議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法により、職員の給与は生計費や国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされていることから、8月7日の国の人事院勧告並びに10月10日の千葉県人事委員会勧告に倣って、給与の改定を行うものでございます。

千葉県の人事委員会の勧告では、職員と民間企業従業員の給与を比較したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均で968円、率にして0.25%上回っており、期末勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましても、民間企業では年間4.12月分で、職員の年間3.95月分を0.17月分上回っております。また、通勤手当も民間事業所の支給が上回っている状況です。

これを受けまして、町は千葉県人事委員会の勧告に倣い、職員の給与を平均で0.25%、期

末勤勉手当を0.15月分引き上げるとともに、通勤手当は距離に応じ、70円から3,060円を引き上げるものでございます。

それでは、第1条でございますが、12月のボーナスの勤勉手当を「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、0.15月分引き上げ、再任用の職員は「100分の32.5」を「100分の37.5」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。

1 ページの一番下になりますが、別表第1は、一般職員と再任用職員の給料表です。

5 ページからの別表第2は、技能労務職の給料表。

9 ページからの別表の2の2は医療職給料表で、月額平均0.25%の引き上げに伴い、それぞれの給料表を切りかえするものでございます。特に若年層を重点に置いた引き上げでございます。

次に、14ページをお開きください。

14ページの別表第3の普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額、これは自動車、オートバイの通勤手当を距離に応じ70円から3,060円の幅で引き上げるものでございます。

次に15ページの第2条ですが、平成27年4月以降の期末手当は引き上げ分の0.15月分を6月分と12月分ともに均等に0.075月分配分するため、「100分の82.5」を「100分の75」に改め、再任用職員の勤勉手当を「100分の37.5」を「100分の35」に改めるものでございます。

附則の第9項は55歳以上の職員の勤勉手当の支給率の改正です。

附則といたしまして、この条例は、平成27年1月1日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行となります。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第4、議案第2号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの17ページをお開きください。

議案第2号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の特別職の給与改定につきましては、一般職員と同様に、人事院の勧告並びに千葉県人事委員会勧告に倣いまして、期末手当の支給率を一般職員と同様に0.15月分引き上げるものでございます。

第1条でございますが、12月分の期末手当を「100分の205」を「100分の220」に改め、0.15月分引き上げるものです。

第2条は平成27年4月以降の期末手当は、引き上げ分の0.15月分を6月は「100分の190」を「100分の197.5」とし、12月分は「100分の220」を「100分の212.5」とし、それぞれ0.075月分に均等配分するものでございます。

なお、この改正による特別職の影響額は37万1,000円の増額です。

附則としまして、この条例は、平成26年12月1日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行になります。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第2号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第5、議案第3号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの18ページをお開きください。

議案第3号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてご説明を申し上げます。

19ページにいきます。

平成26年度一宮町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,599万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,787万円とするものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

26ページの1款の議会費から35ページの12款諸支出金のうち、一般職員の人件費につきましては、先ほど議決をいただきました条例改正によるものであり、国の人事院勧告並びに県の人事委員会勧告に倣い、職員の給与を月額平均で0.25%、勤勉手当を0.15月分引き上げるとともに、通勤手当は距離に応じ引き上げるものでございます。

また、特別職の人件費等につきましても、一般職と同様に、国の人事院勧告並びに県の人事委員会に倣いまして、ボーナスの期末手当を0.15月分引き上げるものでございます。

人件費の説明につきましては、省略をさせていただきます。

なお、人件費の増額は946万円でございます。

それでは、27ページの一番下の衆議院議員選挙の653万7,000円につきまして、ご説明申し上げます。

11月21日に衆議院が解散し、12月14日が選挙となり、投票開票事務などの選挙経費を補正するものでございます。

主な補正は、1節の報酬の65万4,000円は、期日前投票から投票日までの12日間の投票管理者、投票立会人の報酬です。

次に29ページの一番上の8節報償費の361万9,000円は、これは期日前投票事務、当日の投票及び開票事務に伴う従事者への報償です。

12節の役務費の91万2,000円のうち、通信運搬費の69万6,000円は不在者投票事務に伴う郵送代、入場券の郵送代、臨時電話代等でございます。また手数料の21万6,000円は計数機、交付機などの機器類の点検料です。

13節の委託料の58万円は選挙人名簿作成及び入場券の電算委託料とポスター掲示場33カ所の設置委託料です。

次に34ページ、35ページをお開きください。

12款諸支出金の4つの特別会計は、給与改定等に伴い、合わせて62万5,000円を一般会計から各特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

歳入につきましては、15款の県支出金の653万7,000円は、衆議院議員選挙に伴う県からの委託金と19款の繰越金の946万円は、前年度繰越金で対応するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第3号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第6、議案第4号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長(大場雅彦君) それでは、議案つづり40ページ、41ページをお開き願います。

議案第4号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万5,000円を追加し、総額をそれぞれ14億9,498万9,000円と定めるものでございます。

補正理由につきましては、職員の給与改定に伴うものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第4号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの51ページをお開きください。

議案第5号 平成26年度一宮町介護保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

52ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億382万3,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、職員の給与改定に伴うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、議案第6号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 議案つづり62ページ、63ページをお開き願います。

議案第6号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万2,000円を追加し、総額をそれぞれ1億1,893万2,000円と定めるものでございます。

補正理由につきましては、職員の給与改定に伴うものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第6号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第7号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） すみません。お手元の資料、73ページ、74ページをお願いいたします。

73ページ、議案第7号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定について。

74ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億386万7,000円とすると定めるものでございます。

今回の補正については、職員の給与改定に伴うものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第7号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程追加のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。発議第1号を日程第10として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、発議第1号を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） では、提案理由の説明を申し上げます。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

現在の社会情勢は、緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うよう勧告がありました。町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引き上げを行ったところです。

私たちの議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的でなく、自分の信念や施策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思っておりますが、議員も生活を営む一個人でもあります。そういう意味では、議員報酬はある一定の水準にあるべきと考えます。

当町のような小さな町では、民間との給与差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて、改正を行ってきたところであります。今回も勧告では、民間の期末手当が4.12カ月に対し、私たちは3.95カ月であり、この差である0.15カ月分を特別職同様に改正することを提案するものであります。

改正内容ですが、第1条は本年度の12月期末手当の支給率を「100分の205」から「100分

の220」に改めるもので、年間の支給月数を現在の3.95カ月分から4.10カ月分に改正するものです。

第2条は平成27年度からの支給率を、6月においては「100分の190」を「100分の197.5」に、12月においては第1条で「100分の220」に改めましたが、これを「100分の212.5」に改めるものです。年間の支給月数としては、26年度も27年度以降も4.10カ月分に変更はありません。

また、附則としまして、この条例は、平成26年12月1日から施行するものです。

ただし、第2条の規定については、平成27年4月1日からの施行になります。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、景気が緩やかな回復にあると言われていますが、地方ではなかなか実感できないところであり、こうした中での改正は、住民の皆さんの理解が得られるよう、今まで以上に私たち議員が住民の負託に応えられるよう、より一層精進していかなければならないものと思います。

以上、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成26年第5回一宮町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成 年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員